

宮城県地域生活支援拠点整備推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、障害の重度化や障害者の高齢化、「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備を図ることを目的とし、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人及び営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が行う地域生活支援拠点の整備に要する経費について、当該社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において、宮城県地域生活支援拠点整備推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「多機能拠点型」とは、単一の事業者が単一の施設において、地域生活支援拠点の機能を果たすことをいう。
- (2) 「面的整備型」とは、単一の事業者又は複数の事業者が複数の施設間で連携を図ることにより、地域生活支援拠点の機能を果たすことをいう。

(補助対象事業等)

第3 補助金の対象事業は、宮城県内（仙台市内を除く。）において、宮城県地域生活支援拠点整備推進事業計画認定要綱（平成28年5月20日施行）第4の規定により県から認定を受けた事業であって、次に掲げる事業とする。

- (1) 施設整備
 - (2) 連携体制構築
 - (3) 開設準備
- 2 補助対象事業の区分ごとの事業内容は別表1のとおりとし、補助対象経費、補助率、補助基準額及び補助額は別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとする。

- 2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 申請額算出内訳書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 歳入歳出予算（補正見込）書抄本
 - (4) 納税証明書（県税）
 - (5) 暴力団排除に関する誓約書

- (6) その他知事が必要と認める書類等
- 3 次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人等は、交付申請することができない。
 - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
- 4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(交付の条件)

第5 規則第5条第1項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。
 - イ 補助事業に要する経費の20%以内の減少の変更である場合
 - ロ 補助事業に要する経費の区分相互間の20%以内の変更である場合
 - ハ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合
 - (2) 補助事業の全部を中止し、又は廃止する場合には、様式第3号により、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期限内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第4号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 知事は、前項の承認等をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(状況報告)

第6 規則第10条の規定による報告は、次の時期ごとに様式第5号により行わなければならない。

- (1) 補助対象事業に着手したとき
- (2) 前号の事業着手した日の属する年度の12月末日現在の状況について翌月10日まで

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第6号によるものとする。

- 2 前項の補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 精算額内訳書
 - (2) 事業実績報告書
 - (3) 歳入歳出決算（見込）書抄本
 - (4) その他知事が必要と認める書類等

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。た

だし、事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することがある。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第10 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第11 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、その取得価格又は効用の増加の価格が30万円以上であるものとする。

2 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が定める「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める社会福祉施設整備費補助金に係る財産及び処分制限期間を準用する。

3 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、様式第8号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

4 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(書類の提出部数)

第12 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

(関係書類の保管等)

第13 事業者は補助事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成28年5月20日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前の宮城県地域生活支援拠点整備推進事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた宮城県地域生活支援拠点整備推進事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

別表1（第3関係）

区 分	事業内容
(1) 施設整備 イ 多機能拠点型 ロ 面的整備型	次の地域生活支援拠点の施設整備 イ 多機能拠点型 拠点となる施設の創設，改築又は大規模修繕等 ロ 面的整備型 次の施設の創設，改築又は大規模修繕等 (イ) 障害者支援施設又は共同生活援助事業所 (ロ) 短期入所事業所 (ハ) 相談支援事業所
(2) 連携体制構築	地域生活支援拠点を構築するための他法人や自治体等との連携・協力体制づくり
(3) 開設準備	地域生活支援拠点となる施設を開設するために必要な環境の整備（備品の購入）

注1)「創設」とは「新たに施設を整備すること」をいい、「改築」とは「既存施設の改築整備をすること」をいい、「大規模修繕等」とは「平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること」をいう。

別表2 (第3関係)

区分	補助対象経費	説明	補助率	補助基準額	補助額
(1) 施設整備	工事費又は工事請負費	拠点となる施設の整備(総事業費が30万円以上のものに限り、施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(土地の購入又は整地に係る費用を除く)及び工事事務費(工事施工に直接要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計費、工事監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)	3 / 4 以内	社会福祉施設等施設整備費 国庫補助金交付要綱(平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」別紙)に定める補助基準額に準じる。	○創設及び改築の場合 対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額(千円未満切り捨て)と、総事業費から寄附金その他収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額に3/4を乗じて得た額(千円未満切り捨て)と、補助基準額を比較して、最も低い額以内 ○大規模修繕等の場合 対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他収入額を控除した額と、補助基準額を比較して、最も低い額に3/4を乗じて得た額(千円未満切り捨て)以内
(2) 連携体制構築	報償費	講師等への謝礼等	3 / 4 以内	500千円	対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額(1円未満切り捨て)と補助基準額を比較して、低い方の額以内
	旅費・交通費	電車賃、タクシー代、宿泊料等			
	委託料	事業計画の向上に必要な調査研究等の委託、事業主体では実施が困難な専門的な業務の外注等に係る費用			
	その他	上記のほか、事業実施に必要と知事が認める経費			
(3) 開設準備	備品購入費	備品の購入費(設置に係る工事請負費を含む)	3 / 4 以内	1,000千円	対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額(1円未満切り捨て)と補助基準額を比較して、低い方の額以内
	その他	上記のほか、拠点の開設に必要と知事が認める経費			

注1) 他の補助金等を受けて事業を実施する場合、当該他の補助金等の補助対象となる経費は、本補助事業の対象としない。

様式第1号

年度宮城県地域生活支援拠点
整備推進事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
法人名
代表者名

年度において宮城県地域生活支援拠点整備推進事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、宮城県地域生活支援拠点整備推進事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
(1) 補助事業に要する経費 金 円
(2) 補助金交付申請額 金 円
- 2 申請額算出内訳書（別紙（1）のとおり）
- 3 事業計画書（別紙（2）のとおり）
- 4 歳入歳出予算（補正見込）書抄本
- 5 納税証明書（県税）
- 6 暴力団排除に関する誓約書
- 7 その他知事が必要と認める書類等

申 請 額 算 出 内 訳 書

(都道府県市名)

(設置者の名称)

(施設の名称)

施 設 種 別	設 置 者 の 総 事 業 費 A 円	対 象 経 費 の 実 支 出 (予 定) 額 B (≤ A) 円	寄 付 金 そ の 他 の 収 入 額 C 円	差 引 額 D (=B-C) 円	D × 3 / 4 E 円	算 定 基 準 に よ る	
						算 定 額 単 価 F 円	補 助 額 (EとFの少ない方の額) G 円
1 施 設 整 備 費							
建 設 費							
本 体 工 事 費							
工 事 事 務 費							
2 連 携 体 制 構 築 費							
研 修 会 費 用							
〇 〇 〇 委 託 費 用							
3 開 設 準 備							
備 品 費 用							
合 計							

(注)

- (1) 項目は、実際の経費に応じて適宜修正すること。
- (2) 施設整備事業が大規模修繕の場合は、F欄には補助基準額に3/4を乗じた額を記載すること。

別紙（２）

事業計画書

1 事業概要

- (1) 事業実施場所又は地区
- (2) 事業の目的及び効果
- (3) 地域生活支援拠点の整備方法（該当する方を■） 多機能拠点型 面的整備型
- (4) 設置主体及び経営主体

2 施設整備に係る事業計画

(1) 対象施設の概要

- ア 施設の名称及び所在地
- イ 施設の種類
- ウ 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

(2) 施設の規模及び構造

- ア 整備事業（解体撤去工事費を除く。）
 - (ア) 敷地面積 m^2
 - (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
 - (ウ) 施設整備の区分（創設、改築、大規模修繕の別）
 - (エ) 建物の面積 建築面積 m^2 、延面積 m^2
 - (オ) 建物の構造（ 造）
- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
2 配置図及び各階平面図を添付すること。
- イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）
 - (ア) 建物の面積 建築面積 m^2 、延面積 m^2
 - (イ) 建物の構造（ 造）
 - (ウ) 建築年月日
 - (エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）
 - (オ) 処分（取りこわし）年月日
- (注) 既存施設の解体撤去工事が分かるものを添付すること。

(3) 整備費内訳

- ア 主体工事費 円
- イ 工事事務費 円
- ウ 小計（本体工事費） 円
- 工事費 円
- エ 解体撤去工事費 円
- オ 合計 円
- (注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(4) 財源内訳

ア 県補助金	円
イ 設置者負担金	円
(内訳) 自己資金	円
借入金	円
寄付金	円
ウ 合 計	円

(5) 施工計画

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日

(6) 補助金等交付規則第21条に規定する財産処分（抵当権の設定）の有無

有 ・ 無

(7) その他参考事項

3 連携体制構築に係る事業計画

別紙のとおり

4 開設準備経費

別紙のとおり

5 事業実施スケジュール

別紙のとおり

歳入歳出予算（補正見込）書抄本

1 歳 入

	補正前予算額	補正後予算額	増 減	備 考
県 補 助 金				
その他の補助金				
一 般 財 源				
寄 付 金				
そ の 他				
計				

2 歳 出

	補正前予算額	補正後予算額	増 減	備 考
○ ○ 費				
○ ○ 費				
○ ○ 費				
○ ○ 費				
計				

この歳入歳出予算（補正見込）書抄本は、原本と相違ないことを証します。

年 月 日

法人名
代表者名

様式第2号

年度宮城県地域生活支援拠点
整備推進事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
法人名
代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で宮城県地域生活支援拠点整備推進事業費補助金の交付決定の通知のありました宮城県地域生活支援拠点整備推進事業について、事業の内容を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

様式第3号

年度宮城県地域生活支援拠点
整備推進事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
法人名
代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で宮城県地域生活支援拠点整備推進事業費補助金の交付決定の通知のありました宮城県地域生活支援拠点整備推進事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間

様式第4号

年度宮城県地域生活支援拠点
整備推進事業遅延等報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
法人名
代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で宮城県地域生活支援拠点整備推進事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、宮城県地域生活支援拠点整備推進事業費補助金交付要綱第5の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 遅延又は困難な理由及び原因
- 5 今後の措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延又は困難の理由を立証する書類を添付すること。

様式第5号

年度宮城県地域生活支援拠点整備推進
事業工事着工（工事進ちよく状況）報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
法人名
代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で宮城県地域生活支援拠点整備推進事業費補助金の交付決定の通知のありました宮城県地域生活支援拠点整備推進事業の工事着工（工事進ちよく状況）について、同補助金交付要綱第6の規定により下記のとおり報告します。

記

1 施設整備事業

建物の構造 及び面積		経費内訳 建物工事 工事事務費 計	円 円 円	着工年月日	
				完成予定年月日	

月 別 工 事 工 程 表

出 来 高			年月	月	月	月	月	月	月
	建物工事	金額 %							

2 連携体制構築事業

- (1) 既に取り組んだ内容及び事業費
- (2) 今後実施予定及び事業費

3 開設準備

- (1) 購入済備品等及び購入費
- (2) 今後購入予定備品等及び購入予定費

様式第6号

年度宮城県地域生活支援拠点
整備推進事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
法人名
代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で宮城県地域生活支援拠点整備推進事業費補助金の交付決定の通知のありました宮城県地域生活支援拠点整備推進事業について、下記のとおり実施しましたので補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額内訳書（別紙（1）のとおり）
- 2 事業実績報告書（別紙（2）のとおり）
- 3 歳入歳出決算（見込）書抄本

別紙（１）

精 算 額 内 訳 書

（都道府県市名）

（設置者の名称）

（施設の名称）

施 設 種 別	設 置 者 の	対 象 経 費 の	寄 付 金 そ の 他	差 引 額	D × 3 / 4	補 助 金 交 付	E と F の 少 な	補 助 金 額	補 助 金	差 し 引 き
	総 事 業 費	実 支 出	の 収 入 額			決 定 額	い 方 の 額		受 入 済 額	過 不 足 額
	A	B (≤ A)	C	D (=B-C)	E	F	G	H	I	J (=H-I)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 施 設 整 備										
建設費										
本体工事費										
工事事務費										
2 連 携 体 制 構 築 費										
研 修 会 費 用										
〇 〇 〇 委 託 費 用										
3 開 設 準 備										
備 品 費 用										
合 計										

- (注) (1) 項目は、実際の経費に応じて適宜修正すること。
 (2) 施設整備事業が大規模修繕の場合は、F欄には補助基準額に3/4を乗じた額を記載すること。

別紙（２）

事業実績報告書

1 事業概要

- (1) 事業実施場所又は地区
- (2) 事業の目的及び効果
- (3) 地域生活支援拠点の整備方法 (該当する方を■) 多機能拠点型 面的整備型
- (4) 設置主体及び経営主体

2 施設整備に係る事業計画

(1) 対象施設の概要

- ア 施設の名称及び所在地
- イ 施設の種類
- ウ 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

(2) 施設の規模及び構造

- ア 整備事業（解体撤去工事費を除く。）
 - (ア) 敷地面積 m^2
 - (イ) 敷地の所有関係（自己所有地，借地，買収（予定）地の別）
 - (ウ) 施設整備の区分（創設，改築，大規模修繕の別）
 - (エ) 建物の面積 建築面積 m^2 ，延面積 m^2
 - (オ) 建物の構造（ 造）
- イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）
 - (ア) 建物の面積 建築面積 m^2 ，延面積 m^2
 - (イ) 建物の構造（ 造）
 - (ウ) 建築年月日
 - (エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）
 - (オ) 処分（取りこわし）年月日

(3) 整備費内訳

- ア 主体工事費 円
- イ 工事事務費 円
- ウ 小計（本体工事費） 円
- 工事費 円
- エ 解体撤去工事費 円
- オ 合計 円

(注) 工事費仕様書，工事費費目別内訳書，工事事務費内訳書を添付すること。

(4) 財源内訳

- ア 県補助金 円
- イ 設置者負担金 円
- (内訳) 自己資金 円

	借入金	円
	寄付金	円
ウ	合 計	円

(5) 補助金等交付規則第21条に規定する財産処分（抵当権の設定）の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

3 連携体制構築に係る事業計画

別紙のとおり

4 開設準備経費

別紙のとおり

(添付書類)

1 施設整備事業

(1) 工事請負契約書の写し，支払領収書の写し

(2) 工事完了を確認するに足る検査済証の写

(建築基準法第7条第5項又は第18条第7項の規定による検査済証)

(3) 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表

(4) 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図

(5) 建物内外の主要部分の写真

(6) 工事契約金額報告書（別紙①）

(7) 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）

(注)工事事務費で，工事監理委託を行った場合は，(6)に準じた様式を提出すること。

2 連携体制構築事業

(1) 補助対象経費に係る支払領収書の写し

(2) 会議等の開催，視察等を行った場合は，その記録及び写真の写し

3 開設準備

(1) 備品購入費等に係る支払領収書の写し

(2) 購入備品等の写真

(別紙①)

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住所
法人名
代表者名

施工業者 業者名
代表者名

工事契約金額報告書

発注者（委託者） と請負者（受託者） は〇〇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計管理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

歳入歳出決算（見込）書抄本

1 歳入

	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
県 補 助 金				
その他の補助金				
一 般 財 源				
寄 付 金				
そ の 他				
計				

2 歳出

	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
○ ○ 費				
○ ○ 費				
○ ○ 費				
○ ○ 費				
計				

この歳入歳出決算（見込）書抄本は、原本と相違ないことを証します。

年 月 日

法人名
代表者名

様式第7号

年度消費税及び地方消費税
に係る仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
法人名
代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で交付決定を受けた平成 年度宮城県地域生活支援拠点整備推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第13条の規定による
確定額又は事業実績報告による精算額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額（返還相当額） 金 円
- 4 添付書類
（1）3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等
（2）その他、知事が必要と認めるもの

様式第8号

宮城県地域生活支援拠点整備推進
事業費補助金財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
法 人 名
代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で宮城県地域生活支援拠点整備推進事業費補助金の交付決定の通知のありました宮城県地域生活支援拠点整備推進事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。）
- 4 処分の理由